

〔 調 査 の 説 明 〕

1 調査の目的

本調査は、中央労働委員会が労働争議の解決に向けて行うあっせん・調停等の参考として利用するための情報を収集することを主目的として、昭和 27 年以降隔年で実施しているものである。この調査事項の一部を集計し、公表している。

2 調査対象期日

- (1) 平成 23 年 6 月末日現在における、退職金制度（退職一時金制度、退職年金制度）及び定年制の事情について調査した。
- (2) 下記の調査対象期間は(1)とは異なる。
 - ① 退職金制度（退職一時金制度、退職年金制度）の変更状況
平成 21 年 7 月～平成 23 年 6 月
 - ② 退職理由別退職者数及び一人平均退職金支給額
平成 22 年度 1 年間（決算期間）

3 調査の実施期間

平成 23 年 9 月 14 日から 10 月 14 日までとした。

4 調査対象企業

調査対象企業は、原則として次に該当する企業の中から独自に選定した 380 社で固定している。

- (1) 資本金 5 億円以上
- (2) 労働者 1,000 人以上

なお、本調査は、企業単位（本社、支社、出張所、工場等を含めた企業全体）で実施している。

5 調査対象労働者

調査対象労働者は、短時間労働者を除く期間を定めずに雇われている労働者である。長期欠勤者や賃金の全部又は一部を支給していない出向者等は除く。管理職、役員及び理事でも、一般労働者と同じ給与規定等が適用される者は対象とする。

6 回答状況

有効回答企業数は 224 社で、回収率は 58.9%であった。

7 集計方法

- (1) 航空、病院、農協団体等一部の企業を除く企業（209 社）を集計対象とした。
- (2) 集計値は、該当する企業数、又は企業ごとの数値を単純に平均した得た 1 社当たりの単純平均値である。ただし、「集計表第 12 表」（退職理由別平均退職金額）及び「集計表第 13 表」（勤続年別、学歴別定年退職者の平均退職金額）は退職者数による加重平均である。
また、集計表ごとに、いずれかの調査項目に回答した企業数を集計し、集計社数として表示した。

8 主な用語の定義

(1) 事務・技術労働者及び生産労働者の区分

- ① 「事務・技術労働者」(又は「事務・技術」とは、管理、経理、営業、人事、福利厚生、研究開発等の部門に従事する労働者をいう。
- ② 「生産労働者」(又は「生産」とは、主に物の生産及び建設作業の現場において、生産業務及び生産工程に関する記録、検査、運搬、梱包等の業務に従事する労働者をいう。ただし、作業に従事しない職長、組長等の監督的労働者は「事務・技術労働者」とした。

(2) 退職金制度について

- ① 「退職金制度」とは「退職一時金制度」及び「退職年金制度」のことをいう。
- ② 「退職一時金制度」とは定年、会社都合、自己都合、死亡等の理由で退職する労働者に対し、あらかじめ定められた規定等に基づいて企業又は退職金管理機関から一時金を支給する制度をいう。なお、年金受給資格取得前の退職者に年金原資から支給する脱退一時金や年金の一時金としての一括払いは含まない。
- ③ 「退職年金制度」とは②の退職事由で退職した者に対し、規約又は契約に基づき、企業又は退職年金資産管理運用機関等から退職者本人又は遺族に対し、継続して企業年金を支給する制度をいう。主な年金は下記のとおりである。
 - i) 「厚生年金基金(調整年金)」
 - ii) 「確定給付企業年金」
 - iii) 「確定拠出年金(企業型)」
 - iv) 「(税制)適格年金」
- ④ 「モデル退職金」とは、学校を卒業後、直ちに(大学卒は22歳、短大・高専卒は20歳、高校卒は18歳)入社して同一企業に継続勤務し、標準的に昇進した者のうち、設定されたモデル条件(性、職種、学歴、年齢、勤続年数)に該当する者の退職金をいう。
- ⑤ 「満勤勤続」とは学校を卒業後、直ちに(大学卒は22歳、短大・高専卒は20歳、高校卒は18歳)入社して同一企業定年退職するまで勤務することをいう。
- ⑥ 「年金現価額」とは年金として複数年にわたって支払われる年金額の総額(事業主負担の掛金分に係る部分に限る。)から、その間に生ずる利息分を含めない、現在の金額に換算した額をいう。なお、厚生年金等の公的年金は含まない。

(3) 定年制事情調査について

- ① 「定年制」とは、労働者が一定年齢に達したとき雇用契約を解除することをあらかじめ就業規則などによって定めている制度をいう。
- ② 「早期退職優遇制度」とは、選択定年制(定年前の一定期間に退職を選択する制度)により定年年齢に達する前に退職する者に、退職金の支給額などを優遇することにより、早期退職を奨励する制度をいう。
- ③ 「継続雇用制度」とは、現に雇用している高年齢者が希望するときはその定年後も引き続き雇用する制度をいい、「勤務延長制度」(定年年齢が設定されたまま、その定年年齢に到達した者を退職させることなく継続して雇用する制度)と「再雇用制度」(定年年齢に到達した者をいったん退職させ再び雇用する制度)がある。